

参考様式第5-1号

5 農 第 7 0 3 号
令和6年 3月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石川町長 塩田 金次郎

市町村名 (市町村コード)	石川町 (07501)
地域名 (地域内農業集落名)	沢井地区 (古内集落、下沢井集落、上沢井集落、竹柄集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が70歳と高齢化しているが、基盤整備事業を契機に水田については、認定農業者等に集積、集約化されている。一方、畠地については農業者の高齢化に伴い耕作放棄地も散見される状況にある。このようなことから、園芸作物の作付けを志向する農業者・後継者の確保・育成が課題である。また、基盤整備事業後の大区画農地の耕作に当たっての担い手間の連携や導入する園芸作目の選択等も課題となっている。**【地域の基礎データ】** 農業者:124人 主な作物:水稻、トマト、ニラ、ナス

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、段階的に認定農業者や集落営農法人へ集積・集約化を進めるとともに、トマト、ニラ、ブロッコリー、ナスについては、現在の栽培農家の外に、後継者を含む新たな新規就農者を地区内外から積極的に受け入れを行い、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図り、畠地の遊休化防止と有効利用に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	228 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等への団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、認定農業者等の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業について、平成29年度から、沢井地区県営圃場整備事業に取り組んでおり、令和7年度に事業終了予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や市町村、JAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ積極的に参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに栽培技術の支援や農地のあっせんなど相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病害虫防除作業については、JAに委託することとし、また、田の畔の草刈りについては、状況に応じてJA法人やシルバー人材センターへの委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。②水稻の減農薬、減化学肥料栽培に積極的に取り組む。③経営状況を踏まえ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入に取り組む。⑦耕作が困難な農地については、多面的機能支払交付金受皿組織としての活動により保全・管理等を行う。⑧集落営農法人の経営状況を踏まえ、規模拡大対応のため、新たな農業用施設の導入に取り組む。⑨飼料作物(WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。